



加工食品の表示事項

●菓子類の表示例

●名称

●原材料名

●原料原産地

●添加物

●内容量

●賞味期限等

●保存方法

●製造者等

名称	キャラメル
原材料名	水あめ(国内製造)、果糖練乳、砂糖、果糖脱脂練乳、植物油脂、バター、還元みずあめ、小麦たんぱく、食塩、卵黄(卵を含む)
添加物	ソルビトール、乳化剤(大豆由来)、香料
内容量	97g
賞味期限	外側フィルムに記載
保存方法	直射日光及び高温多湿を避け保存してください。
製造者	●●製菓株式会社 (TEL:0000-00-0000) 熊本県△△市□□町××

名称について

●商品名

商品を識別するための標識（商標）

●名 称

食品の内容を表す一般的な名称（社会一般に通用）



名称について

原則

横断的義務表示

⇒ 一般的な名称を記載

(不適切例：熊さん手作り昆布巻、こだわりの野菜チップス)

例外

個別的義務表示

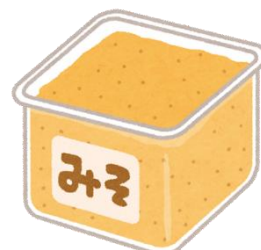
⇒ 食品表示基準等で定められた名称を記載



農産物漬物



ジャム類



みそ



ドレッシング
等

名称について

横断的義務表示事項に係る名称等の個別ルールが決められている加工食品 (食品表示基準別表第4)

農産物缶詰 及び農産物瓶詰	混合プレスハム	乾燥わかめ	調理冷凍食品※2
トマト加工品	ソーセージ	塩蔵わかめ	チルドハンバーグ
乾しいたけ	混合ソーセージ	みそ	ステーキ
農産物漬物	ベーコン類	しょうゆ	チルドミートボール
ジャム類	畜産物缶詰 及び畜産物瓶詰	ウスターソース類	チルドぎょうざ類
乾めん類	煮干魚類	ドレッシング及び ドレッシングタイプ調味料	レトルトパウチ食品※3
即席めん	魚肉ハム及び魚肉ソー セージ	食酢	調理食品缶詰 及び調理食品瓶詰
マカロニ類	削りぶし	風味調味料	炭酸飲料
パン類	うに加工品	乾燥スープ	果実飲料
凍り豆腐	うにあえもの	食用植物油脂	豆乳類
ハム類	うなぎ加工品※1	マーガリン類	にんじんジュース 及びにんじんミックス ジュース
プレスハム			

※1 輸入品目以外のものに限る

※2 冷凍フライ類、冷凍しゅうまい、冷凍ぎょうざ、冷凍春巻、冷凍ハンバーグステーキ、冷凍ミートボール、冷凍フィッシュハンバーグ、冷凍米飯類及び冷凍めん類に限る

※3 植物たんぱく食品(コンビーフスタイル)を除く

冷凍フィッシュボール

名称について

●農産物漬物の名称



- 漬物※以下に該当しないもの
- ぬか漬
- たくあん漬
- しょうゆ漬
- ふくじん漬
- かす漬
- なら漬
- 刻みなら漬
- わさび漬
- 山海漬
- 酢漬
- らっきょう（甘）酢漬
- しょうが（甘）酢漬
- 塩漬
- 梅漬
- 梅干
- 調味梅漬
- 調味梅干
- みそ漬
- からし漬
- こうじ漬
- べったら漬
- もろみ漬
- 赤とうがらし漬
- はくさいキムチ
- はくさいキムチ以外は農産物キムチ

※薄切りしたものにあっては名称の次に括弧を付して「薄切り」と、細刻又は小切りしたものにあっては同様に「刻み」と記載します。

1種類の原材料を漬けたものは、その最も一般的な名称を冠して記載することができます。（はくさいキムチ及びはくさいキムチ以外の農産物キムチを除く。）

（例：きゅうりぬか漬、きゅうりしょうゆ漬、きゅうりキムチ）

名称について

●具体的な表示例



OK

- 高菜塩漬（刻み）
- からあげ弁当
- 饅頭
- きゅうりのぬか漬
- 和菓子（朝鮮飴）



NG

商品名としては使用可能

- 高菜漬け
- 手造り弁当
- くまモン饅頭
- きゅうりの一本漬
- 朝鮮飴

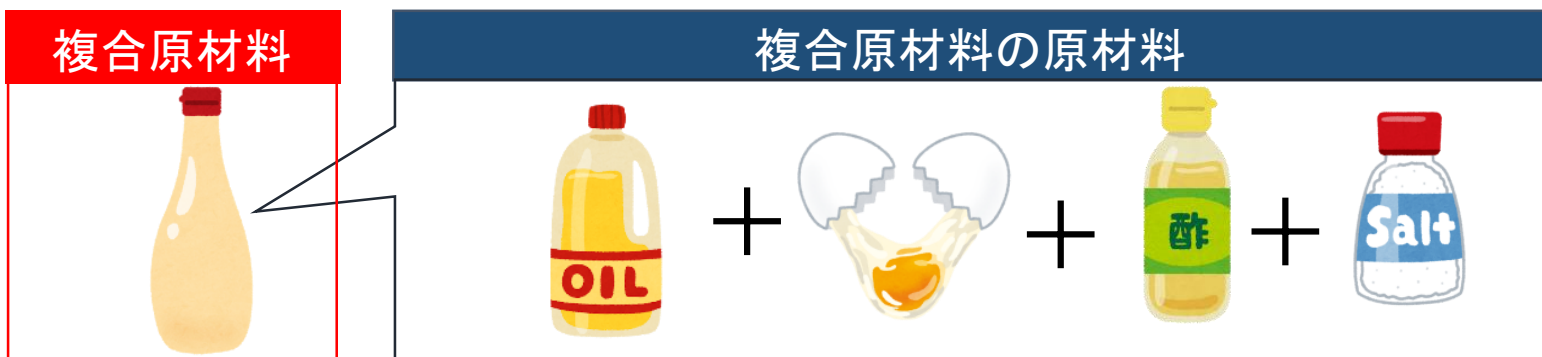
原材料名について

● 原材料 (単一の原材料)

原材料を**重量順**に表示する。

● 複合原材料 (2種類以上の原材料からなる原材料)

複合原材料の次に括弧をつけて、**その原材料**を重量順に表示する。



マヨネーズ (食用植物油脂、全卵、醸造酢、食塩)

※複合原材料の名称からその原材料が明らかな場合は、当該複合原材料の原材料表示を省略可。

原材料名について

●具体的な表示例 (ツナマヨおにぎり)

原材料	原料原材料	重量割合
精米	精米(熊本県産)	75%
マヨネーズ	マヨネーズ(食用植物油脂、全卵、醸造酢、食塩)	13%
マグロ水煮	マグロ水煮(マグロ、食塩)	7%
焼き海苔	のり(熊本県産)	3%
食塩	海塩(熊本県)／グルタミン酸ナトリウム	2%

精米(熊本県産)、**マヨネーズ**(食用植物油脂、卵、醸造酢、
食塩)、**マグロ水煮**(マグロ、食塩)、焼き海苔(熊本県産)、
食塩／グルタミン酸ナトリウム

※マヨネーズやマグロ水煮は、「複合原材料の名称からその原材料が明らかである場合」に該当するため、複合原材料の原材料の表示を省略可。

原料原産地について

●原則

国内で製造した全ての加工品※の重量順上位1位の原材料の原料原産地名を以下のとおり表示。

■生鮮原材料の場合

→国別重量順に「**原産地**」を記載

例) 原材料名：トマト (国産、イタリア)、 . . .

使用割合の多い産地順



■加工原材料の場合

→国別重量順に「**製造地**」を記載

例) 原材料名：小麦粉 (熊本県製造) . . .

※令和4年3月31日からは、必ず産地表示が必要。



●例外 (対象品目が22品目群 + 5品目)

→個別ルールに従う

※産地表示はルールに従い行う。

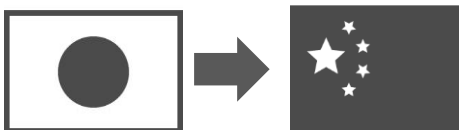


① 原料原産地について

国別重量順表示が困難な場合

「又は」表示

■ 国別重量順位の変動・産地切替えがある場合



原材料名	豚肉（国産又は中国）
------	------------

「大括り」表示

■ 使用予定の産地が外国3か国以上ある場合



※国別重量順が変動

原材料名	輸入
------	----

※対象品目が2 2品目群 + 5品目の場合、これらのルールは適用されない。

原料原産地について

● 具体例な表示例(原則)



■ 生鮮原材料の場合

- ・名称: 煮豆
- ・原材料名: 金時豆(熊本県産)、...

又は

- ・名称: 煮豆
- ・原材料名: 金時豆、...
- ・原料原産地名: 熊本県産(金時豆)



■ 加工原材料の場合

- ・名称: サンドイッチ
- ・原材料名: パン(国内製造)、...

又は

- ・名称: サンドイッチ
- ・原材料名: パン、...
- ・原料原産地名: 国内製造(パン)



■ 国別重量順表示が困難な場合

- ・名称: ポークソーセージ(ウインナー)
- ・原材料名: 豚肉(アメリカ又はカナダ)、...

一定期間使用割合の高いものから順に表示した旨の注意書きが必要。

※豚肉の産地は、●●年の使用実績順 ←

🌀 添加物について

● 添加物の表示方法（原則）

原材料と区分し、添加物に占める重量順に物質名を表示。

／ソルビトール

物質名

※／で区分した場合の表示例

● 用途名併記・一括名表示（例外）

■ 用途名併記…8種は用途名の併記が必要 **重要!**

用途名

／着色料(赤2)

物質名

■ 一括名表示…14種は用途名^{のみ}の表示が可能 **重要!**

用途名

／香料

※『調味料』に関しては、グループ名を併記（複数のグループ名を併記する場合は、代表となるグループ名を併記し、後ろに「等」をつける
《例：調味料(アミノ酸等)》。

添加物について

●用途名併記（8種）

- 1 甘味料
- 2 着色料
- 3 保存料
- 4 増粘剤、安定剤、ゲル化剤、糊料
- 5 酸化防止剤
- 6 発色剤
- 7 漂白剤
- 8 防かび剤又は防ばい剤

●一括名表記（14種）

- 1 イーストフード
- 2 ガムベース
- 3 かんすい
- 4 苦味料
- 5 酵素
- 6 光沢剤
- 7 香料
- 8 酸味料
- 9 チューインガム軟化剤
- 10 調味料
- 11 豆腐用凝固剤
- 12 乳化剤
- 13 水素イオン濃度調整剤（pH調整剤）
- 14 膨脹剤

ヒント

「一括名表記」にすることで、「物質名表示」に比べ、表示の文字数を少なくすることができます。

（表示例） 物質名表示・・・アセトアルデヒド、アミルアルコール
一括名表記・・・香料



🍷 添加物について

● 具体例な表示例

■ 「スラッシュ」で区分した場合

・ 名 称：しょうゆ漬

・ 原材料名：きゅうり（熊本県）、漬け原材料(…)

物質名表示

ソルビトール、

用途名併記

甘味料（ステビア）、

一括名表記

酸味料、調味料（アミノ酸等）

■ 「項目」で区分した場合

・ 名 称：しょうゆ漬

・ 原材料名：きゅうり（熊本県）、漬け原材料（…）

・ 添加物：

物質名表示

ソルビトール、

用途名併記

甘味料（ステビア）、

一括名表記

酸味料、

一括名表記

調味料（アミノ酸等）

アレルギーについて

●特定原材料（義務表示）7品目



えび



かに



小麦



そば



卵



乳



落花生
(ピーナッツ)

●特定原材料に準ずるもの（推奨表示）21品目

- ・アーモンド
- ・あわび
- ・いか
- ・いくら
- ・オレンジ
- ・カシューナッツ
- ・キウイフルーツ
- ・牛肉
- ・くるみ
- ・ごま
- ・さけ
- ・さば
- ・大豆
- ・鶏肉
- ・バナナ
- ・豚肉
- ・まつたけ
- ・もも
- ・やまいも
- ・りんご
- ・ゼラチン

※2022年10月、くるみを特定原材料に追加する食品表示基準の一部改正案が示されました。

アレルギーについて

アレルギーの個別表示（原則）

- ・各原材料名、添加物の後ろに表示。
- ・アレルギーが複数ある場合「・」で繋ぐ。

※繰り返しになるアレルギー表示は省略可。

具体的な表示例（個別表示）

原材料名 ○○、△△、卵黄（卵を含む）／乳化剤（卵・大豆由来）

【原材料に含む場合】

原材料名（○○を含む）

（例：乳の場合「原材料名（乳成分を含む）」）

【添加物に含む場合】

添加物名（○○由来）

（例：乳の場合「添加物名（乳由来）」）

アレルギーについて

● 代替表記と拡大表記

次の単語が表示されていれば、個別表示は省略可

特定原材料 (義務表示)	代替表記 (アレルギーを指す別の単語)	拡大表記の例 (元の名称が含まれた単語)
えび	海老、エビ	えび天ぷら、サクラエビ
かに	蟹、カニ	上海がに、マツバガニ、カニシューマイ
小麦	こむぎ、コムギ	小麦粉、こむぎ胚芽
そば	ソバ	そば粉、そばがき
卵	玉子、たまご、タマゴ、エッグ、鶏卵、あひる卵、うずら卵	厚焼玉子、ハムエッグ
乳	ミルク、バター、バターオイル、チーズ、アイス クリーム	アイスマルク、ガーリックバター、プロセスチーズ、乳糖、乳たんぱく、生乳、牛乳、濃縮乳、加糖れん乳、調整粉乳
落花生	ピーナッツ	ピーナッツバター、ピーナッツクリーム

アレルギーについて

●具体的な表示例（代替表記・拡大表記）

■原則の表示

名 称	●●●●
原材料名	…、小麦粉（小麦を含む）、卵黄（卵を含む）、バター（乳成分を含む）、砂糖／乳化剤（卵由来）
内 容 量	100g

■代替表記・拡大表記

名 称	●●●●
原材料名	…、小麦粉、卵黄（卵を含む）、バター、砂糖／乳化剤（卵由来）
内 容 量	100g

拡大表記（小麦）

代替表記（乳）

アレルギーについて

アレルギーの一括表示（例外）

原材料名欄の最後にまとめて括弧内にアレルギーを表示可能。

具体的な表示例（一括表示）

原則の表示

原材料名	…、小麦粉(小麦を含む)、卵黄(卵を含む)、バター(乳成分を含む)、砂糖／乳化剤(卵由来)
------	---

例外（一括表示）

原材料名	…、小麦粉、卵黄、バター、砂糖／乳化剤、(一部に小麦・卵・乳成分を含む)
------	--------------------------------------

注意 代替表記・拡大表記されたアレルギーも含め表示が必要

《条件》 個別表示が難しい又はなじまない場合

- 個別表示よりも一括表示の方が文字数を減らせる場合、かつ、表示面積に限りがあり、一括表示でないと表示が困難な場合
- 原材料に使用されている添加物に特定原材料が含まれているが、最終食品ではキャリーオーバーに該当し、当該添加物が表示されない場合
- 同一の容器包装内に容器包装がなされていない食品を複数詰め合わせる場合に、容器包装内で特定原材料等が含まれる食品と含まれない食品が接触する可能性が高い場合

内容量について

●内容量の表示方法（原則）

単位（重量、体積、数量）を記載

注意 特定商品の場合、品目毎に単位の表示方法を規定。

重量 : ○ g、○ k g
体積 : ○ m l、○ L
数量 : ○ 個、○ 食など

●内容量表示の省略（例外）

内容量を外見上容易に識別できる場合は省略可能

注意 計量法で規定する特定商品の場合、内容量の省略不可。

省略可



弁当



サンドイッチ
(ラップ包装)



惣菜
(ラップ包装)

省略不可



重箱



豆類（特定商品）

🕒 期限について

● 期限の表示方法

次の期限を年月日の順に記載する。

■ 賞味期限・・・品質の**劣化が遅い**食品に使用

※賞味期限までが3か月を超える場合は、年月単位で記載可能

■ 消費期限・・・品質の**劣化が早い**食品に使用(5日程度)

弁当・惣菜、
ケーキなど

● 具体的な表示例

例1) 賞味(消費)期限 令和元年10月10日

例2) 賞味(消費)期限 1. 10. 10

例3) 賞味(消費)期限 2023. 10. 10

例4) 賞味(消費)期限 23. 10. 10

期限表示は、一括表示の枠外への記載が可能です

賞味期限(消費期限)を一括表示することが困難な場合は、賞味期限(消費期限)欄に記載箇所を示し、枠外に記載することができます。

(例) 賞味期限: 枠外右下に記載



① 表示責任者について

表示責任者とは、表示の問合せ等に対応できる者のことです。主に以下の項目について表示します。

● 製造者等の表示方法

■ 個人・法人の氏名（名称）及び住所（所在地）記載

注意 登記のない任意団体名のみを記載することはできません。

※屋号や任意団体名を記載する場合、代表者名を記載します（表示例2参照）

（表示例1）●製造者 株式会社○○ 熊本県熊本市中央区水前寺○丁目○番○号

（表示例2）●製造者 くまもと加工クラブ（代表者 熊本太郎）熊本県熊本市…

※別の場所で製造している場合は、枠外に製造所の住所を記載します。

● 販売者を表示責任者とする場合

物産館等を表示責任者とする場合は、次のとおり表示します。

■ 販売者の氏名（名称）・住所（所在地）

■ 製造所の氏名（名称）・住所（所在地）※販売者表示近くに記載

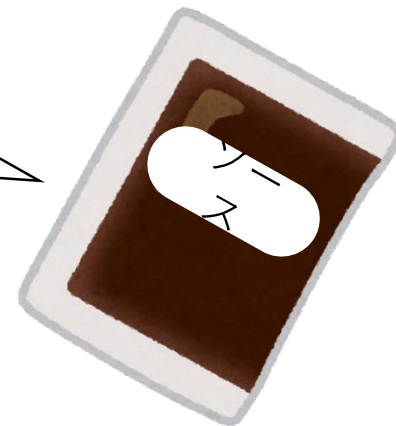
（表示例）販売者 物産館●● 熊本県熊本市中央区水前寺○丁目○番○号

製造所 株式会社△△ 熊本県八代市○○町△△

※販売者を表示責任者とする場合は、必ずしも法人登記されている名称又は住所である必要はありません。

① 表示項目を省略できる場合

表示可能面積がおおむね
30平方センチメートル以下
(醤油小袋、小型のお菓子等)



省略可能な表示項目

- 原材料名
- 添加物
- 内容量又は固形量及び内容総量
- 栄養成分の量及び熱量
- 製造所の所在地及び製造者の氏名又は名称
- 遺伝子組換え食品に関する事項
- 原料原産地名
- 原産国名

名称、保存の方法、消費期限等は省略できません



(特定保健用食品及び機能性表示食品を除く。)

① 表示をする必要がない場合

● 表示不要

・設備を設けて飲食を提供する場合

例：レストラン等での店内飲食



・対面販売で客の求めに応じて販売

例：ハンバーガーショップのテイクアウト

・容器包装に入れられていない場合（生鮮食品は除く）

例：お皿に盛りつけた焼きそばなど



● 一部の表示が不要（原材料名、原産地名等の省略が可能）

・不特定かつ多数のものに対して譲渡する場合

例：試食、新商品のモニターなど



・食品を製造し、又は加工した場所で販売する場合

例：スーパーのバックヤード製造など